

【事案③】

概 要

市内の医療機関で、市内在住の 17 歳の人に、本来使用することができないモデルナ社製ワクチンを接種する事案が発生しました。

なお、被接種者については、現時点では特別な体調異変は認められません。

発生状況

令和 4 年 7 月 29 日に医療機関で 3 回目の新型コロナワクチン接種を実施した際に、被接種者本人が予診票に「18 歳」と記載していたので接種時点で 18 歳以上としてモデルナ社製ワクチンを接種してしまったが、実際は 8 月 10 日に満 18 歳になる人で、7 月 29 日の接種時点ではまだ 18 歳未満であることが 8 月 2 日に判明したため、医療機関から市へ間違い接種の報告がありました。

原 因

- ・本人が予診票に「18 歳」と記載していたので医療機関では 18 歳以上の人と思い込み、あらためて生年月日での満年齢の確認を行わなかった。
 - ・また、伊賀市からは「12～17 歳」用の予診票を送付し予診票のワクチンの接種量欄に「ファイザー 0.30ml」と印刷していたが接種時に見落としていた。
- ※ 12～17 歳の 3 回目接種については、令和 4 年 3 月 25 日に予防接種法の改正により 2 回目接種から 6 カ月以上経過していれば接種可能となったが、使用するワクチンはファイザー社製ワクチンのみとされています。

今後の対応

今回の原因は、当該医療機関が受付の際に被接種者本人が予診票に記載した年齢をあらためて確認しなかったことと、予診票のワクチン接種量の欄のファイザーの記載を見落としたことが原因であり、医療機関には接種時の年齢確認と予診票の記載内容確認の徹底を要請しました。

また、他の医療機関にも再度周知を行います。